

ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、管財課が管理する公用車（以下単に「公用車」という。）へのドライブレコーダーの設置並びにこれにより記録された映像及び音声（以下「映像等」という。）の適切な管理運用について、必要な事項を定めることにより、職員の安全運転意識の向上、自動車事故発生時の報告及び事故処理等への活用並びに危険運転及び妨害運転の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ドライブレコーダー

公用車に設置する映像装置その他必要な関連機器で構成されるもので、車両からの映像等を記録する機器をいう。

(2) 電磁的記録媒体

映像等を電磁的方法により記録するハードディスク、メモリーカード等の媒体をいう。

(3) データ

ドライブレコーダーにより記録された映像等（電磁的記録媒体に記録されたものを含む。）をいう。

(管理責任者等)

第3条 ドライブレコーダー、電磁的記録媒体及びデータの管理運用を適正に行うため管理責任者を置き、管財課長をもってこれに充てる。

2 管理責任者は、公用車を管理する係の長及びその事務担当者をドライブレコーダーの操作並びにデータの管理及び取扱いを行う者（以下「操作者」という。）に指定するものとし、操作者以外の者に当該業務を行わせてはならない。

3 管理責任者及び操作者は、データを目的以外に利用してはならない。

4 管理責任者及び操作者は、データから知り得た情報を他に漏らしてはならない。管理責任者又は操作者でなくなった後も同様とする。

(ドライブレコーダーの設置等)

第4条 管理責任者は、ドライブレコーダーを公用車のエンジン稼働時に常時

作動し、映像等を記録するよう設定するものとする。

- 2 管理責任者は、ドライブレコーダーを設置した公用車の視認しやすい場所に、ドライブレコーダーが設置されている旨を表示するものとする。
- 3 管理責任者は、ドライブレコーダーの盗難予防等のため、公用車の施錠及び鍵の適切な管理について使用する職員に徹底するものとする。
- 4 ドライブレコーダーは、設置場所以外の場所へ持ち出してはならない。ただし、保守点検等の理由により、管理責任者が許可した場合は、この限りでない。

(データの保存等)

第5条 データは、ドライブレコーダー内部の電磁的記録媒体に保存するものとし、保存期間は、記録されたときから当該電磁的記録媒体の記録上限を超えて自動で上書きされるまでとする。ただし、公用車が自動車事故等の大きな衝撃を受けたときその他データを保存する必要があるときは、上書きを停止するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者は、ドライブレコーダーを廃棄する際、その内部の電磁的記録媒体及び保存されたデータを併せて廃棄することができる。この場合においては、電磁的記録媒体の破砕等の処理を行う等により、データの漏えいを防ぐ措置を確実に講じなければならない。
- 3 管理責任者は、次条又は第7条の規定によりデータを利用し、又は提供する場合に限り、ドライブレコーダー内部の電磁的記録媒体を本体から取り出し、別の電磁的記録媒体にデータを複写することができる。この場合において、本体から取り出した電磁的記録媒体及びデータを保存した電磁的記録媒体は、管理責任者が指定した鍵のかかる場所に保管し、盗難、散逸及び持出しの防止を図らなければならない。
- 4 前2項に規定するもののほか、管理責任者は、データの漏えい、滅失、損傷、改ざん、不必要な閲覧、複写等その他の不正利用の防止に努めなければならない。

(庁内におけるデータの利用及び提供)

第6条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、それぞれ当該各号に掲げる者に対し、データを利用させ、及び提供することができる。

- (1) 公用車の自動車事故に係る報告及び事故処理等に活用する場合 自動車事故に係る所属の長及び自動車事故に係る事務処理要綱（昭和43年4月22日管第13号各所属長あて、総務部長通達）第8条に規定する自動車

事故処理委員会の庶務を行う所属の長

- (2) 公用車が危険運転又は妨害運転が疑われる運転による被害に遭った際の状況把握及び原因究明に活用する場合 当該被害に係る所属の長
- 2 前項の規定によりデータの提供を受けた所属の長は、そのデータを利用する職員の範囲を必要最小限にとどめるとともに、データを保存した電磁的記録媒体を前条第3項後段及び第4項の規定に準じて保管しなければならない。
- 3 第1項の規定によりデータの提供を受けた所属の長及び前項の規定によりデータを利用する職員は、当該データをその目的以外に利用してはならない。
- 4 前2項のデータを利用する職員に係る取扱いは、管財課長が第1項各号に掲げる所属の長である場合についても、同様とする。

(第三者へのデータの提供)

第7条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三者にデータを提供してはならない。

- (1) データから識別される特定の個人の同意を得た場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められる場合その他公共の利益のために必要と認められる場合
- (3) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき捜査機関から犯罪捜査を目的として求められた場合その他法令等に基づき求められた場合
- 2 管理責任者は、前項の規定により第三者にデータを提供するときは、その範囲を必要最小限にとどめるとともに、相手方に次に掲げる事項を遵守させなければならない。
 - (1) データを適正に管理すること。
 - (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
 - (3) 目的を達成したとき又は目的が達成されることが判明したときは、速やかにデータの消去又は電磁的記録媒体の返却、破砕等管理責任者の定める処理を行うこと。
 - (4) データから知り得た情報を他に漏らさないこと。
- 3 管理責任者は、第1項の規定により第三者にデータを提供したときは、次に掲げる事項を記録し、保管しなければならない。
 - (1) 提供した年月日
 - (2) 提供先の名称、所在地、代表者又は責任者の氏名及び連絡先（提供先が個人である場合にあっては、提供先の住所、氏名及び連絡先）

(3) 提供の目的及びその理由

(4) データの内容

4 前条第1項第1号に掲げる自動車事故処理委員会の庶務を行う所属の長は、公用車の事故処理に活用する場合に限り、事故が発生した時点において奈良県が契約している任意保険会社にデータの複写を提供することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による提供について準用する。この場合において、これらの項中「管理責任者」とあるのは、「自動車事故処理委員会の庶務を行う所属の長」と読み替えるものとする。

(職員の義務)

第8条 第6条の規定によりデータを利用した職員は、データから知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 データに関する取扱いは、この要綱に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）によるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、管理責任者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月25日から施行する。

この要綱は、令和8年3月23日から施行する。